



保育雑感

理事 蓬生 君子



去る7月24日、東京都福祉保健局から「都内の保育サービスの状況について」が報道発表されました。それによれば、平成29年4月1日現在、保育サービスを利用する児童数は277,708人で、過去最高の16,003人増加とのことです。その内、認可保育所は239,709人（前年比14,375人増）で、施設数2,558ヶ所（前年比216ヶ所増）となっています。新たに216人の保育園長が誕生したことになります。

一方、認証保育所は、631ヶ所（前年比33ヶ所減）で、児童数も1,233人減の19,169人ですが、認定こども園や小規模保育事業、事業所内保育事業等が増えた結果、全体では過去最大の増加数となったようです。詳細は、福祉保健局の資料をご覧ください。幸いです。

さて、216ヶ所増の認可保育所は、ほとんどが私立と推量されますが、社会福祉法人や株式会社などの経営主体のデータを残念ながら私は把握しておりません。建築時の地域への苦情対応はもちろんのこと、新設園での保育士等の人材確保について、並々ならぬご苦労があったことを思うと、法人責任者の心労はいかばかりであったことでしょうか。

今年度も民保協には多くの新しい会員をお迎えしておりますが、園長の経験年数や年齢層はさまざまです。就任発令がなされた時から社会的な責任を負うこととなり、運転免許の「若葉マーク」もなければ、いわゆる「試用期間中」も言い訳が許されないということです。園長の資格要件に関しては、都の承認を受けてはいるものの、主任や保育士から初めて就任された方にとっては、組織マネジメントでいうところの「机の向きが違う」ことに大きな戸惑いを感じておられることでしょう。昨日までの「仲間」から、運営管理者として労務管理上の労使の関係になることへの意識転換が求められるからです。20年ほど前には人材センターの東京都委託研修「新任施設長研修」が、延べ5日ほど保育運営、労務、会計、防災、指導検査等々の内容で実施されていました。年々、事務の繁雑化により、東京都には事務職員の配置を強く要望しているところですが、会計責任者としても、それらの見識を高めることが大切です。その意味からも、近年はより一層、就任前の実務者養成が欠かせないといえましょう。

話は変わりますが、福祉サービス第三者評価の受審が、サービス推進事業における義務化から10年が経過しました。結果報告することで補助を受ける仕組みですが、受審を通して保育事業が質・量ともに向上しているか、保護者や地域住民に対する情報提供が進んでいるかなど、10年を振り返り、さらに先を見通していくことが大切であると実感しています。

ちなみに、私立認可保育所における過去3年間の評価実施件数は、平成26年度387件、27年度533件、28年度544件で、3年間平均の受審率は38.6%となっています。3年に1回ですのでも理にかなっていませんが、これからも子どもの利益を第一に、保育の質を高める方策を皆さんとともに進めてまいりましょう。